

※表面の新住所で証明を申請される場合は以下も記入ください。

合鑑番号

住民票の写し等・印鑑登録証明書交付申請書

必要な証明の種類

※あてはまる□に✓をし、通数を記入してください。

住民票の写し 住民票記載事項証明書

印鑑登録証明書

※市外から転入された方は別途印鑑登録申請書の提出が必要です。

(1) 表示する方をお選びください

世帯全員分 通

世帯の一部 通

（一部の場合必要な方の氏名）

(2) 表示する項目をお選びください

(ア) 世帯主との続柄を のせる ・ のせない

(イ) 本籍・筆頭者を のせる ・ のせない

【外国籍の方のみ記入】※必要な項目をお選びください

全部記載 全部省略

その他、特に必要な項目があれば記入してください。
例) ○○市の住所、旧姓、マイナンバー等（記載できない場合もあります）

一部 国籍/地域 規定区分 カードNo. 在留期間/在留資格/満了日

備考 【請求の理由や提出先等、記入してください】

【各証明の申請にあたっての注意事項】

- 本人確認資料について
窓口にとられた方について、ご本人であることの確認ができる以下のような書類の提出が必要です。
※印鑑登録証明書を申請される場合は印鑑登録証が必要です。
【1点で確認が足りるもの】
個人番号カード、旅券、運転免許証、官公署の機関が発行した免許証・許可証
若しくは資格証明書等、資格確認書・介護保険の被保険者証、年金手帳、
基礎年金番号通知書、その他官公署が発行した本人が確認できる書類 など
【2点必要なもの】
法人発行の社員証等、自己名義の預金通帳、クレジットカード、病院等の診察券、
公共料金の領収書（領収日付押印があるもので発行から3ヶ月以内） など各一点
- 権限確認書類について
窓口にとられた方が代理人又は使者の場合は、委任状などの代理権限又は使者の権限を証明する書類が必要です。
- 請求の理由の記載について
(1) 権利・義務の発生原因や内容と、その権利行使または義務履行のために住民票の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載して下さい。
(2) 国又は地方公共団体の機関に提出される場合は、その提出先と提出を必要とする理由を記載して下さい。
(3) 前2項以外の理由で請求される場合は、住民票の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載して下さい。
- 資料の提供について
申請書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合は、資料の提供を求めることがあります。
- 罰則
偽りその他不正な手段により、住民票の写しや住民票記載事項証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科せられます。
- その他
(1) 福岡市では、住民票の写し等を不正に取得されたことが明らかになった場合や、事前登録された方の住民票の写し等が第三者や代理人に取得された場合に、本人に通知する制度を実施しています。
(2) 消えるボールペンでは申請できません。
(3) 同一世帯以外の代理人の方が、マイナンバー記載の証明を請求する場合は、本人あてへ郵送となります。
(代理人への送付はできません。)
※お申し込みの際に、切手を貼った封筒をご準備ください。

(記事)

| | | |
|------|---------------|---|
| 職員記載 | 連記・個人 | |
| 作成 | | |
| 交付 | | |
| 住民票 | 無料 通 有料 | 円 |
| 記載事項 | 無料 通 有料 | 円 |
| 印鑑証明 | 無料 通 有料 | 円 |
| 計 | 無料 通 有料 | 円 |

手数料条例第 号 施行規則第 条 号 該当